

平成22年度山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

1 日 時

平成22年6月21日（月）午後1時30分～4時

2 場 所

山梨県民会館 4階 403号室

3 出席者（敬称略）

（委員） 今村委員 小林委員 島袋委員 常秋委員
杉原委員 粟生田委員 田草川委員 仲澤委員
（事務局） 農政部加藤技監 山本農村振興課長
農村振興課：原課長補佐 田口課長補佐
樋口主査 西平主事
農業技術課：塚原副主幹 手塚主査
山梨農地・水・環境保全協議会：降旗主任

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付式
- (3) あいさつ（農政部 加藤技監）
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した事案の案件【公開】

- (1) 山梨県中山間地域等直接支払事業
 - ①平成21年度実施状況について
 - ②山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準について
- (2) 山梨県農地・水・環境保全向上対策
 - ①平成21年度実施状況について
 - ②山梨県中間評価書について

7 議事の概要

(座長)

それでは、お手元の資料は整っているということですので、議事に入りたいと思います。本日の会議は4時までには終えたいと思いますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

まず、本日の議事案件について事務局より説明をお願いします。

(本日の議事案件について事務局より説明)

本日、議事案件は4件でございます。山梨県中山間地域等直接支払事業については、本委員会設置要領4の(1)のア「交付金の交付状況の点検」の規定により、平成21年度実施状況についてご報告させていただきます。この報告書は、委員会後に県ホームページに掲載をさせていただいて公表を行います。

また、同設置要領4の(1)のウの規定により、本年度から5カ年実施されます事業の「県の特認地域」についてご検討をいただきます。

山梨県農地・水・環境保全向上対策については、同設置要領4の(2)のイ「交付金の交付状況の点検」の規定により、平成21年度実施状況について報告させていただきます。

また、同設置要領4の(2)のウ「活動組織の取組みの評価及び指導・助言」の規定により、県対策の中間評価についてご助言をいただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。まず事務局から説明いただき、その後、委員皆様方のご意見を賜りたいと思います。

それでは、(1)の①「平成21年度実施状況」について事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明) 資料1による

(座長)

どうもありがとうございました。

引き続き(1)の②「山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準」について事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明) 資料2による

(座長)

どうもありがとうございました。
ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

交付金の配付の方法はどういったものか。

(事務局)

共同取組活動につきましてはできるだけ2分の1以上交付するように指導しており、どのように決めているかと言うと、集落協定という協定書がありまして、そのなかでどういったものに何%ぐらい使うのかということ協定で定め、集落の承認で使い方を決めて使っています。

(委員)

個人配分についてはどうか。

(事務局)

農地を持っている人と管理している人との2パターンあります。面積で分けています。

(委員)

資料1の8ページ表の17。集落マスタープランの内容で統計をとったら一番始めに集積対象者の育成及び農用地の集積とありますが、これが114。確か全体が385協定だからだいたい30%ぐらい。そしてもう一個おいて集落を基礎とした営農組織の構造・充実、これが99ですから26%ぐらい。合わせて両方で56%あるんですね。そういった集落のマスタープランに対して、新しい今度農林水産省のほうのこの資料の第3期対策のありましたですか、4ページの3の一番上に活動内容と交付単価はとありますよね。その1で集落協定で必ずしなければならない事項として、最初一番左上に集落マスタープランの作成、その下にその②で通常単価を受けるためのより前向きな取組がずっとAの要件がありまして、下から二行目担い手への農地集積、これが該当し

ますよね。そしてB要件一番上、集落を基礎とした営農組織の育成。実は集積対象者の育成というのが出来ていないんですよ。

(事務局)

集落協定で必ず実施しなければならない実施事項としまして、全部の集落で協定の締結をするにあたって、5年目標のどういう形の集落の将来像を持ってやっていくかというプランをたてなくてはなりません。

先ほどの21年の実施状況ですと、集積対象者の育成及び農用地集積ということが一番多くて、この集積対象者というのは認定農業者等となります。②については全協定が及ぶわけではないんですけど、②というのは数値目標でありまして5年間でこういったものを育成したり、集積したりする取組みを行うことで満額の交付単価を得られるということです。

(委員)

私が一番心配するのは将来のマスタープランです。その時に一番問題になるのは集積対象者。出来れば自分の土地を抱えたいわけですよ。それを集積して法人化するかは別として、そういう対象者を集めること自体が大変ではないか。そういう人を集めることも難しいし、なおかつ集めた人を育成するとなると大変なので、そういったことを農水省のほうできちっとやってほしい。すぐの話しではないが、これらのことを検討して行って欲しい。

(委員)

資料1の1ページの2に協定締結の状況というところがあるんですけども、協定参加者数が3に増えたとか協定面積数が6ha増えたとか書いてあるんですけども、このことはこういう困難な時に3人でも増えたということは評価すべきことなのか、教えて欲しい。

(事務局)

第2期対策というのが平成17年度から21年度までで、原則的には5年間継続して行うこととなりまして、途中で面積が減ったりということは、病気や死亡などが無い限りはないということになっておりまして、今回協定数は増えてないですけども、協定

面積を追加でやったり、あるいは一部病気や死亡で減る分もありますが、差し引きで増える部分が多かったということ、平成17年度からの5年間の推移でも協定面積については120haほど増えておりますので評価できるのではないかと思います。

(座長)

どうもありがとうございました。

この件に関しては、ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、3番目の議題に移らせていただきます。

(2) 山梨県農地・水・環境保全対策の①「平成21年度実施状況」、②「山梨県中間評価書」について事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明 資料3, 4による)

(座長)

どうもありがとうございました。

ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

水環境の保全はすごく難しい問題だと思いますが、活動をしている集落の上流なんかも環境保全をさせるなどあると思うんですけども、これはあくまで協定を結んだ活動組織との地域限定をしてやるのか。

(事務局)

協定を結んで活動計画を作成した後、各集落ごとといった活動組織で計画した実践活動を行うということになります。

(委員)

上流の方でのケアはこの制度は関係ないのですか。

(事務局)

今の制度では上流での対策での手当はできません。

上流の方は関係者の条件がそろったところで、上流で協定を結ぶ。どちらかというと中山間地域等直接支払は上流側、農地・水は下流側。上流の農業水の管理とかは協定外となるので現制度で

は対象外となります。

(委員)

甲府市なんですが大変なところで、下水路を通って農地に水が流れているところもあります。私達石和の人は下水道の管理をしているのですが、管理がきちんとできなければ下水道の家庭排水はみんな水路に入ってしまう。

うちなんか大きな畑を持っているのでボーリングしてその水に消毒をかけたり、水をかけたりしなくてはその水路がとても汚すぎてできないんですけど、そういった場合も今言ったように活動の対象にはならないのですか。

(事務局)

今のは下水道計画のことですので、甲府市は甲府市の下水道計画に基づいて行っているかと思います。

今回は農村地域の環境とか農業用水の汚染だとか、共同活動が農家さんも高齢化してきて農家だけで守っていくのが難しくなっているんで、そこに住んでいる農家以外の人にも手伝ってもらおうということで農村資源を守ろうという国の支援です。

下水の対策に対応出来るかということそうではないんですが、農業用水として使えるということでこの事業を使うのであるならば草刈りのとか、そういう共同活動に対して手当を出すことはできます。

(委員)

化学肥料を使わないことで農家に見合うことがあるのか。

(事務局)

現状として農産物の価格があがるのはむずかしい。

農家個々に環境保全型農業にバラバラ取り組むのではなく、産地として同じ方向性で取り組むことで、結果、産地全体が高品質な農産物を作るということにつながります。

(委員)

平成17年にこの施策を決めたんですよね。
大きな問題が2個ある。

資料3の2ページ目に農村資源の保全、環境にやさしい農業の推進、今パソコンでまとめたものを見ている限りでは環境にやさしい農業の推進はできているが一番の問題は農村資源の保全で、その中で農地と水とありますが、大きく分けると工業用水と農業用水と生活用水3つに分けられますよね。ここ10年間見ていると、農業用水はほとんど減らない、というより増えている。工業用水は減ってきている。生活用水はだいたい横ばい。というデータが農林水産省にあります。私どもが山梨県で実際にやる場合に、さっき地域に合意を求めるとありまして、農家の人だけではなくて非農家の人達と組織を作れと書いてあるんですけども、そうすると水の取り合いではないですが、特にこれから世の中IT産業になりますから、特に半導体、あれはすごく水を使います。そうすると半導体への水と農業への水と、必ず水の取り合いになりますよ。ダムの問題、水路の問題、さらに市町村がそれに対してどういう考えを持っているかということがやはり大きな課題になるだろうと。そうするとここから農村振興課が地域との話合いの中でどのように関わっていくかということになります。農政だけが農業用水が資源だと言っている一方で、工業用水はどうするんだよと、あるいは生活用水はどうするんだよと、こういう問題が渇水時あるいは洪水時にでてくるんです。私が今後把握して欲しいのは対象市町村の生活用水と農業用水と工業用水の全体の量は分かると思うのでその比率はどうか、ということです。

例えば韮崎と甲斐市の場合を考えますと、韮崎には工業用水が非常に多いんですよ。甲斐市も工業用水がある程度、昭和町も。市町村によって農業用水のウェイトがだいぶ違うと思うんですよ。そのへんをこちらとしても把握しておかないと、問題があった時に農政だけではない、俺たちはどうなるんだという問題が地域によってでてきてはまずいので、その辺りのデータをまとめておいたほうがよいと思います。

(事務局)

農政部はじめ他の部門とも連携して進めていきます。

(委員)

草生栽培について教えて下さい。

(事務局)

それとは反対の栽培方法であります、草を全く生やさない清耕栽培があります。

草生栽培というのは、麦を蒔くなど、稲科や豆科の草を自然に生やして、例えばそれば草丈30cmくらいになって、刈った部分が微生物に分解されて有物とし土壌中に分解されて浸透して、さらにそれを根のほうで吸収するという循環サイクルが畑のなかで出来るといった栽培方法です。

例えばライ麦ですと、刈るとまた出てきて刈るとまた出てきて繰り返しそれを何回かしていると完全にでてこなくなるので、地上部の草の部分と土の中に伸びる根の部分も一緒に有機物として土壌に還元されます。

(委員)

峡東地域で桃の花の下に菜の花なんかが咲いているのはそれですか。

(事務局)

それも一つです。

(委員)

今はそういうことが主流なですか。

(事務局)

そうですね。山梨県では果樹園を主体にかなりこういった取組が行われています。

ただ、草生栽培では地温が上がらないということもありまして、早場出荷地帯のデラウェアなどはあまりやられていないです。草生栽培は土壌にもいいし、栽培面でも降雨後の畑の管理をしやすくなるなど両方でいいです。

また、花が咲くものは害虫の発生や早めの刈り取りなどの対応をしたほうがいい。アブラムシはそれほど気になりません。

(委員)

環境保全型農業という言葉が使われはじめてかなりたちますが、エコファーマーの認定を受けた人と話し合った時は、実際に売れ

る物は一般の値段とかかわらないということでした。先ほどの話だとブランドとか言っていますが、そういう部分にもつながる補助金かと思うのですが。そのへんはどうか。

(事務局)

山梨県は周囲を山に囲まれ、豊かな自然環境の中で出来た自然のサイクルのなかで出来た作物をもっとアピールして参りたいと思います。このような補助事業をモデルケースに取組が地域に根付くように色々行って参ります。

(委員)

河川はコンクリートで固められていて雨があまり降らないと川には水が貯まらない。水が貯まっていれば景観としてもよいと感じますが、それについてはどうか。

(事務局)

昔は機能性を重視して全てコンクリート製で、最近は景観や環境に配慮したものになっています。

農業整備のなかでも地域の人達に了解が得られたところでは、区間的にやっている。

この事業でも農業用水を管理する時に年寄りだけでは管理が大変なので、若い人も是非手伝って頂きたいということで共同活動、地域ぐるみでやっていただくと。そういう水路に変えていくということを農家の方が、管理は大変だけでもこういう方向にしているらどうかと。農政部の仕事の中でも部分的ですがそういう環境に配慮した水路をやっているところがあります。

一方側で時間がかかる、それを理解したうえでこの水路を維持、保全していくということをみんなで了解していかないとなかなか上手くいかない。両方がまとまってそういう水路になる、そういうことが大事になってくると考えます。

(座長)

どうもありがとうございました。

この件に関しては、ほかにご意見ございませんでしょうか。

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは、以上、用意いたしました議題について終了しましたが、事務局からその他ということで何かございませんでしょうか。

(事務局)

ございません。

(座長)

それでは、これで、検討委員会の議事を閉じさせていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございました。